

令和7年1月27日
独立行政法人水資源機構

災害等発生時の応急対策業務にご協力いただく企業様を募集

当機構では、災害等発生時に被害拡大防止と早期復旧に資するよう、保有する配備機材を輸送・設置・運転操作等にご協力いただく企業を次のとおり募集します。

1. 募集内容

「別紙」をご参照ください。

2. 協定締結

本業務にご協力いただく企業様と当機構と「災害等発生時における応急対策業務に関する協定」を締結させていただきます。この協定締結は、業務発注ではなく契約行為に該当しません。

また、協定締結いただいた企業様は、当機構の総合評価落札方式による工事発注において、「地域貢献度」評価が加算されます。

3. 募集期間

令和7年1月28日（火）から2月18日（火）まで

発表記者クラブ： 国土交通記者会、水資源記者クラブ、竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、中部地方整備局記者クラブ、近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、高松経済記者クラブ、国土交通省九州記者会、九州建設専門記者クラブ、久留米市政記者クラブ、佐賀県政記者クラブ

お問い合わせ先： 本社 総務部広報課 船越、矢島
危機管理監付 鈴木、高田
電話 048(600)6500 (代表)
048(600)6543 (危機管理監付)

災害等発生時における応急対策業務に関する協定 募集内容

1. 協定名

- 「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（関東管内）」
- 「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（中部支社管内）」
- 「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（関西・吉野川支社管内）」
- 「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（筑後川局管内）」

2. 協定の目的

本協定は、災害等発生時に機構の配備機材を応急対策業務実施先へ輸送・設置・運転操作等することにより、被害の拡大防止と、早期復旧等に資することを目的とする。

3. 業務内容

災害等発生時に機構が所有する配備機材の輸送・設置・運転操作等を行う。

4. 業務実施範囲

業務実施範囲は、関東管内、中部支社管内、関西・吉野川支社管内、筑後川局管内ごとに以下のとおりとする。ただし、必要に応じて、協議のうえ当該実施範囲を拡大できるものとする。なお、災害等発生時における応急対策業務は、機構が協定締結者に要請し、受諾された場合に実施されるものであり、実施時には別途契約を締結するものとする。

「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（関東管内）」
【業務範囲】茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都

「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（中部支社管内）」
【業務範囲】長野県、岐阜県、愛知県、三重県、静岡県

「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（関西・吉野川支社管内）」
【業務範囲】三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（筑後川局管内）」
【業務範囲】福岡県、佐賀県、大分県、熊本県

5. 応募する協定について

本協定は、関東管内、中部支社管内、関西・吉野川支社管内、筑後川局管内ごとに業務範囲が分かれており、業務実施可能な都府県に該当する管内の協定へ応募すること。

なお、1つの企業が複数の協定へ応募することも可能とする。

6. 協定の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

7. 応募資格（概要）

- ①水資源機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事、機械設備工事又は電気工事のいずれかの認定を受けていること。
- ②水資源機構が発注した工事のうち、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合は、工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- ③上記3. 業務内容の対応可能な者であること。

8. スケジュール

- ①募集期間：令和7年1月28日（火）から令和7年2月18日（火）
- ②協定締結者への通知：令和7年3月31日までに、郵送予定。

※詳細については、公募文にて確認をお願いします。

※公募文は、令和7年1月27日（月）より水資源機構ホームページに掲載します。

HPアドレス

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/hattyu/saigai/index.html>

9. その他

本協定の締結後、機構において記者発表を予定しており、その際は協定締結者の会社名を公表するので、承知ください。

(参考)

当機構が管理するダム、堰、水路等の施設は、毎日必要な用水を必要な地域へ届けるための重要な施設です。

大雨、渇水や地震などの自然災害や事故発生により、施設が被災した場合に備え、被害拡大防止と早期復旧に資するよう、当機構が各施設に配備、保有するポンプ設備等の資機材を活用することがあります。

当該資機材は、被災現場へ至急輸送・設置・運転操作等を行う必要があるため、協力いただく企業様（現在193社※）と「災害等発生時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急対策に対応します。

※現在締結いただいている企業様との協定期間は、令和7年3月31日迄です。引き続き協定締結を希望される場合は、あらためて応募いただく必要があります。

機構所有配備機材一覧

関東管内		中部管内		関西・吉野川管内		筑後管内	
事務所名	配備機材	事務所名	配備機材	事務所名	配備機材	事務所名	配備機材
利根導水 総合管理所	可搬式浄水装置:1台 ポンプ車:1台 (60m ³ /min) ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)	愛知用水 総合管理所	可搬式浄水装置:1台 ポンプ車:1台 (60m ³ /min) ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)	香川用水 管理所	ポンプ車:1台 (30m ³ /min) ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)	筑後川上流 総合管理所	ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)
群馬用水 管理所	ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)	木曾川用水 総合管理所	ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)			筑後川下流 総合管理所	ポンプ車:1台 (60m ³ /min) ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)
霞ヶ浦用水 管理所	ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)	三重用水 管理所	ユニック車:1台 (2.9t吊8t) ポンプパッケージ:2箱 (10m ³ /min) 発動発電機:2台 (45kVA)				
千葉用水 総合管理所	ポンプ車:1台 (30m ³ /min)	豊川用水 総合事業部	ポンプ車:1台 (30m ³ /min)				

詳細な規格等についてはHPをご確認ください。



災害発生時に備え当機構が保有する主な資機材

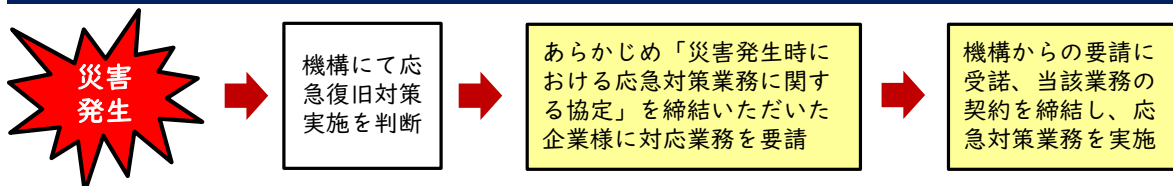


排水や配水を行うためのポンプ車両、ポンプパッケージ、発電設備



海水も浄水処理できる可搬式浄水装置

災害等発生時の応急対策業務のプロセス



※協定締結には、必要な資格を有するなど要件があります。また、具体的な協定事項など詳細は、「災害等発生時における応急対策業務に関する協定」の公示内容をご確認下さい。